

プロポーザル方式募集要領等に関する回答書

【事業名：福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル】

令和8年2月25日

公開する回答

質問No.	質問該当場所	質問	回答
1	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務プロポーザル方式参加申込書〔様式2〕 ・暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書〔様式4〕 	<p>プロポーザル参加申込にあたって提出する左の2点について、押印不要でしょうか。</p>	<p>本様式への押印は不要です。</p> <p>ただし、本人確認の観点から、代表者氏名等は必ず記名してください。</p>
2	<ul style="list-style-type: none"> ・「(別紙1) 基本_機能要件一覧表 (確認表)」 ・「(別紙2) 高等学校・特別支援学校・小中学校_機能要件 (確認表)」 ・「(別紙3) 高等学校・特別支援学校・小中学校_帳票要件一覧 (確認表)」 	<p>対応可否の「◎」と「○」はどちらも機能要件を満たす回答になると思いますが、「◎」と「○」は同じ点数の認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>どちらも機能要件を満たしていると判断しますが、評価は異なります。</p> <p>「◎ (標準対応可能)」は、追加開発のリスクがなく、将来的なバージョンアップ時の保守性も高いと判断されるため、高評価の対象となります。</p> <p>「○ (カスタマイズ対応)」については、要件を満たすものとして受理しますが、導入スケジュールや安定性の観点から「◎」と比較して低い点数設定となる、あるいは優先順位が下がると解釈してください。</p>

質問No.	質問該当場所	質問	回答
3	<p>・「(別紙 1) 基本_機能要件・一覧表 (確認表)」</p>	<p>1部3章7節「次世代システムから配信・公開された家庭環境調査票、保健調査票を保護者がオンライン入力・送信できること。」とありますが、「福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書」の21頁「2.1. システム要件(3) 保護者連携システム要件」⑦と同様に、「次世代システムまたは保護者連携システムから配信・公開された家庭環境調査票、保健調査票を保護者がオンライン入力・送信できること。」という要件である認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。別紙1の1部3章7節の要件は、仕様書21頁「2.1. システム要件(3) 保護者連携システム要件」⑦と同一の要件を指します。正確には「次世代システムまたは保護者連携システムから配信・公開された家庭環境調査票、保健調査票を保護者がオンライン入力・送信できること。」と読み替えてください。</p>
4	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 5頁「1.5. 調達における方針(1) 構築環境②」</p>	<p>左記要件に記載の通り、令和9年4月本稼働時以降も次世代の校務支援システムにVPN等で接続を予定する市町村がいらっしゃるため、事業者が用意するクラウド環境は、VPN等を想定している市町村様に対応するために、インターネットに加えてVPN等で接続できる環境を用意する認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。仕様書「1.5(1)②」に記載の通り、事業者が構築するクラウド環境はインターネット接続に加え、VPN等による閉域網接続にも対応可能な構成としてください。なお、VPN接続環境の構築・維持は各市町村の責任とします。事業者はシステム利用に必要なネットワーク要件の提示およびVPN経由での疎通確認への協力を行うものとします。</p>
5	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 10頁「1.9. 調達範囲(2) データ移行業務①データ移行範囲」</p>	<p>左記要件に記載の旧システムは、各市町村教育委員会が現行で契約している県推奨の市町村立統合型校務支援システム「デジタル校務」(内田洋行社製)及びそれ以外の複数の統合型校務支援システムと、福島県教育委員会が契約している県立学校統合型校務支援システム「School Engine」(システムディ社製)であるという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。また、一部の市町村教育委員会において別のシステムを利用しているケースがあるため、データ移行にあたってはそれらのデータ形式を柔軟に受け入れ、次世代システムへ確実に移行できる体制・手法を提案してください。なお、当方で把握している別のシステムについては、「C4th」(EDUCOM社製)、「スズキ校務」(スズキ教育ソフト社製)、「ツムギノ」(テクマトリックス社製)となっております。</p>

質問 No.	質問該当場所	質問	回答
6	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 4 ページ> 1. 3. 目的> (1) >④</p>	<p>記載のある事項について、Google Workspace (FCS) 側において、年度途中での異動や過年度の所属については、どのような履歴管理をされておりますでしょうか。</p>	<p>FCS 側では標準の組織部門 (OU) やグループで現時点の所属を管理しています。なお、過去の所属履歴を遡って参照することはできません。したがって、異動履歴や過年度所属情報の管理は、次世代校務支援システム側の機能として実装することを前提としてください。FCS の情報は現時点の所属を取得するためのソースとして位置づけ、履歴管理は次世代システム側の要件として提案に含めてください。</p>
7	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 ページ> 1. 5. 調達における方針> (1) >⑥</p>	<p>記載のある事項について、FCS 側の管理ログは教育庁様側の管理者アカウントを保持するユーザのみ取得可能と認識しておりますが、それ以外のログ (アプリログ、アクセスログ) を提供するという認識でよろしいでしょうか。また、「統合監査」とありますが、これを行うためのログの提供をするという認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みの通りです。FCS の管理コンソールで取得可能なログ (管理者監査ログ等) は、県教育委員会側の管理者アカウントで取得するものであり、本調達の範囲外です。次世代システム側では、仕様書 p.29-30 「(ケ) 監査・モニタリング」に記載の通り、操作ログ・認証ログ・アクセスログ・設定変更ログ等を取得・保存し、改ざん防止機構により 6 カ月以上保管してください。「統合監査」とは、インシデント発生時等に、次世代システム側のログと FCS 側の Google Workspace 管理ログを突合・参照し、統合的な監査レポートを作成できる体制を指します (仕様書 p.30 「c 統合監査」を参照してください)。</p>
8	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 10ページ> 1. 9. 調達範囲> (2) >①</p>	<p>記載のある「委託者」とは、市町村の教育委員会様という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>仕様書 p.8 「1.8(2)」に記載の通り、本仕様書における「委託者」は、県教育委員会および次世代システムを導入する各市町村教育委員会の双方を指します。データ移行業務においては、市町村立学校に関しては各市町村教育委員会が、県立学校に関しては県教育委員会が、それぞれの旧システム事業者との調整主体となります。</p>

質問 No.	質問該当場所	質問	回答
9	・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 18ページ>(1)>⑦	「FCS クラウドストレージ (Google Drive) との連携」とは、Google Drive から次期システムへのファイル添付および次期システム上の添付ファイルを Google Drive に保存できることを指す認識でよろしいでしょうか。	お見込みの通りです。「FCS のクラウドストレージ (Google Drive) との連携」とは、次世代システムと Google Drive 間で双方向のファイル連携が可能であることを指します。なお、連携にあたっては、FCS アカウントによる SSO 認証を活かしたシームレスなファイルアクセスが可能な方式を提案してください。加えて、次世代システムからのファイル出力時における情報漏えい防止の観点から、端末へのローカル保存に依存しないファイル保護の仕組みをあわせて提案してください。
10	・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 31ページ>(ス) ヘルプデスク業務 (統合サポートセンター)	統合サポートセンターと保護者連携システムは別の番号で準備するという認識で問題ないでしょうか。また、総合サポートセンターについては、同じ電話番号に着信すれば、IVR にてそれぞれの窓口につながり、問い合わせ内容に応じて適切な担当者が対応を行うという方式は認めていただけますでしょうか。 ※ IVR: 顧客からの電話に対して自動音声で応答し、プッシュボタン操作等によって、適切な部署やオペレーターに振り分けるシステム	・統合サポートセンター (教職員向け) と保護者向けヘルプデスクは、別の電話番号で準備することも可とします。 ・同一電話番号での IVR による振り分け方式も認めます。 いずれの場合も、仕様書 p. 31 「b」に記載の通り、問い合わせ受付・分類・対応履歴管理を統一して運用する一元管理体制を確保してください。また、保護者向けと教職員向けでサービスレベルや受付時間が異なる場合は、利用者が混乱しない導線設計を行ってください。
11	・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 32ページ>f 対応・管理体制	記載のある「再発防止策」および「再発要否」については、具体的に何を記録・管理すればよいのでしょうか。	障害や事故発生時の「原因分析」「恒久対策の内容」「対策実施日」「水平展開の要否」等を管理することを指しています。これらは、仕様書 p. 32 「g」に基づく月次報告等の定例報告において県教育委員会に報告してください。重大障害 (広域影響または業務停止を伴うもの) については、仕様書 p. 30 「c 障害対応及び報告」に基づき速やかに報告を行ってください。

質問 No.	質問該当場所	質問	回答
1 2	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 32ページ>g 品質保証・報告</p>	<p>記載のある「初回応答時間」とは初回受付日時という認識でよろしいでしょうか。「解決時間」とは初回受付日時から対応完了日時までの期間という認識でよろしいでしょうか。また「満足度」については、委託先にて次期システム利用者への満足度調査アンケートを実施いただける認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>「初回応答時間」「解決時間」の考え方について、お見込みの通りですが、補足すると以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「初回応答時間」：問い合わせ受付時点から、担当者が最初の実質的な応答（自動応答を除く）を行うまでの時間 ・「解決時間」：初回受付時点から対応完了までの経過時間 <p>満足度調査については、受託者がアンケートフォーム等を作成・実施し、その結果を県教育委員会に報告する方法とします。調査頻度は年1回以上とし、調査項目は採択後に県教育委員会と協議の上決定します。</p>
1 3	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 22ページ> (4) >②>ケ</p>	<p>『本稼働までに準拠し、「オレンジマーク認定」を取得していること。』とありますが、本稼働までというスケジュールでは、本稼働までに資格認定審査が実施されず「オレンジマーク認定」を取得できずに、既存システムからのAPPLICデータ移行等に活用できない状態である事が想定されます。利用者への影響が大きい事を想定すると、「本提案書提出時点でオレンジマーク認定を取得している事」が要件として望ましいと考えます。受託者の要件について再考をお願いします。</p>	<p>移行の確実性を担保するため、原則として本提案時点での取得が理想的であることは承知しておりますが、未取得の場合の代替案（移行実績の証明等）による柔軟な対応については、審査時に評価します。</p>

質問 No.	質問該当場所	質問	回答
14	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書</p> <p>10 ページ> (2) データ移行業務</p>	<p>旧システム事業者側で抽出が不可能な場合や、旧システム内データ精度が保証されない場合の扱いについて、移行作業における受託者責任の範囲が不明確の為、“受託者側の責任範囲”が実質的に無限責任になりかねない事を懸念します。</p> <p>旧システム事業者側がデータ抽出に応じない場合や各教育委員会と旧システム事業者が合意してデータ抽出を実施しなかった場合には、新システム側と各教育委員会が合意の上で「新システムが稼働する為に必要なデータや情報を移行する」という事が対応できれば問題無いという理解で良いでしょうか。</p>	<p>仕様書 p.10 「1.9 (2) ②」に記載の通り、旧システム事業者によるデータ抽出は「委託者と旧システム事業者との合意を経て実施」するものであり、旧システム事業者との交渉・抽出実施は委託者側の責任となります。責任範囲は以下のとおり整理します。</p> <p>【委託者（県・各市町村教育委員会）の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旧システム事業者へのデータ抽出依頼および合意形成 ・抽出データの受領および受託者への提供 <p>【受託者の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抽出に必要なデータレイアウト・項目変換表等の提示（仕様書 p.10 「②ア・イ」） ・提供されたデータの変換・検証・登録（仕様書 p.10 「②イ」） ・新システム稼働に必要なデータ定義の提案 ・旧システムからデータ抽出が得られなかった場合の代替入力方法の提案 <p>「新システムの稼働に最低限必要なデータ」の定義は、採択後に委託者と協議・合意した範囲を移行の完了条件とし、責任範囲を明確化します。</p>

質問No.	質問該当場所	質問	回答
15	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 6ページ>1.5>(1)>⑦</p>	<p>「FCS（県のGoogle基盤）に関する設定変更等、FCS側で発生する業務は本調達の対象外」と記載されています。一方で、本仕様書では認証をFCSをIdPとしたSSO（SAML/OIDC）で行うこと、またFCS側の属性情報を用いたアカウント管理・自動反映を前提としている記載が複数ございます。これらの運用にはFCS側での設定や人事情報反映設定等の作業が必須になると認識しております。SSO・アカウント連携・運用に必要となるFCS側の設定作業について、作業工数の見積もりを行う為、FCSの管理主体（県教育委員会又は市町村教育委員会）調整窓口（どの部署・どのご担当）がどこになるかご教示ください。</p>	<p>FCSの管理主体は福島県教育庁教育総務課です。 仕様書p.6「1.5(1)⑦」に記載の通り、FCS側で発生する設定作業（IdP設定、SAML/OIDCアプリ登録等）は本調達の対象外であり、事業者の見積りに含める必要はありません。ただし、SSO連携にあたり次世代システム側に必要な技術情報（SP側メタデータ、必要属性、連携仕様等）の提示は受託者の責任範囲です。FCS側との技術協議については、採択後に福島県教育庁教育総務課が調整窓口となり、受託者との協議を実施します。 お問い合わせ先は次のURLよりご確認ください。 https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/70012a/</p>
16	<p>・（別紙2）高等学校・特別支援学校・小中学校機能要件一覧表の2部28章1節及び28章2節</p>	<p>記載のある「以下のデータ」について仕様書上に記載がないため、具体的にどのようなデータを想定されているか、ご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>別紙2の2部28章1節・2節は、WEB出願における電子調査書連携を前提とした要件です。「以下のデータ」として想定している項目は、調査書に記載される学習の記録、出欠の記録、特別活動の記録等です。詳細な連携項目は仕様書記載の通り「システム構築時に県教育委員会と協議するものとする」としています。これに加え、仕様書p.4「1.3(1)②」に基づき、進学時のデータ引継ぎとして、学校教育法施行規則第24条・第25条に定める指導要録の写し、学校保健安全法第15条に定める健康診断票等の連携も想定しています。上記に限らず、教育データの利活用に資する付加価値の高い連携機能の提案を期待します。</p>

質問 No.	質問該当場所	質問	回答
17	<p>・福島県次世代の校務支援システム環境構築・運用保守業務委託プロポーザル仕様書 仕様書4ページ> (3) >③</p>	<p>「発出文書や回覧文書等の電子化、押印・FAX の廃止を含む総合的なペーパーレス化の推進」が目的として掲げられております。</p> <p>一方、2.1 において県立学校は「グループウェア・勤怠・文書管理機能については当面は現行システムを継続し、実装の有無・時期は別途協議する」とされております。</p> <p>また、別紙の機能要件一覧には文書管理（文書收受・文書決裁・発出管理等）に該当する機能が記載されておらず、要件内容が特定できません。</p> <p>つきましては、以下についてご教示ください。</p> <p>1：文書管理（文書收受・発出管理・決裁機能等）は、本調達（構築費・令和9年度以降の運用費）の見積対象に含める必要があるでしょうか。</p> <p>2：本機能は要件が仕様書内で明確化されていないため、現時点では算出が困難です。採択後の協議により詳細要件を確定し、別途見積 とする取扱いで差し支えないでしょうか。</p> <p>3：市町村立学校・県立学校で実装要否や時期が異なる場合、その境界（対象校・対象機能）をご提示いただけますでしょうか。</p>	<p>1. 見積対象について 文書管理機能（文書收受・発出管理・決裁機能等）についても、本調達の基本見積（構築費および令和9年度以降の運用費）に含めて算定してください。</p> <p>2. 見積の取り扱いについて 現時点で仕様が明確でない部分は、貴社の標準機能や他自治体での導入実績に基づき算定してください。詳細要件の確定後に軽微な調整が必要な場合は、採択後の協議にて対応いたします。</p> <p>3. 実装要否・時期の境界について 仕様書 p.18 「2.1 (1)」に記載の通り、県立学校のグループウェア・勤怠・文書管理機能については「当面は現行システムを継続し、実装の有無・時期は別途協議」とします。市町村立学校への導入時期も含め、一律の指定は行いません。各校種の事務実態や既存システムからの円滑な移行を踏まえ、柔軟かつ最適な導入ロードマップを提案してください。</p>

質問No.	質問該当場所	質問	回答
18	・(別紙1) 基本_機能要件一覧表の1部1章4節	VPNはセキュリティ要件ではなく、ネットワーク分離の状態にある自治体向けの暫定的な接続手段(=過渡期の例外)だと認識しています。既存VPNの利用可否や維持・設定変更等は自治体側の判断および責任であり、受託者の提供・構築・設定・保守の対象外との理解でよろしいでしょうか。	別紙1の1部1章4節に記載の通り、VPN接続は過渡期の市町村教育委員会向け接続手段であり、セキュリティ要件ではありません。既存VPNの利用可否、維持、設定変更等は各市町村教育委員会の判断および責任とし、受託者の構築・設定・保守の対象外とします。ただし、本システムがVPN経由でも適切に動作するためのネットワーク要件(推奨帯域・使用ポート等)の提示は受託者の責任範囲内とします(No.19回答も参照してください)。将来的には、VPNを必要としないゼロトラスト型のネットワーク構成への移行を見据えた、柔軟なシステム構成の提案を期待します。
19	・(別紙1) 基本_機能要件一覧表の1部1章4節および1部5章12節	VPNに関する一切の作業(構築・設定・チューニング・障害対応・ドキュメント整備等)は、本調達の見積対象外として差し支えないでしょうか。別紙の「追加VPNは不要」という記載の存在から、VPNは本システム提供の要件ではなく自治体側の既設ネットワークに依存する事項であるため、受託者側で工数算出ができず、見積への反映が困難です。	VPNに関する構築・設定・チューニング・障害対応等は本調達の見積対象外とします。ただし、以下の作業については本業務の範囲内に含まれるものとします。 ・システム利用に必要なネットワーク要件(通信プロトコル、ポート番号、推奨帯域等)の提示(別紙11部5章10節に基づく) ・VPN経由でのアプリケーション動作検証および疎通確認への協力

質問No.	質問該当場所	質問	回答
20	<p>・(別紙2) 高等学校・特別支援学校・小中学校_機能要件一覧表の2部26章6節および2部26章7節</p>	<p>仕様では、打刻用端末および読み取りリーダーは「本案件調達範囲外」とされており、これらの機器は自治体が別途整備するものと理解しております。</p> <p>一方で、ICカード等での打刻を提案した場合、紛失時や新年度のカード発行・登録作業を事業者側が実施し、費用を契約に含めると記載されています。</p> <p>しかし、リーダーやICカードといった本案件外機器に依存する運用や調達については、本案件の事業者側では機器仕様・紐付け方式・カードID体系・紛失時の本人確認フローなどが把握できず、再発行・登録等の管理を実施することが技術的にも運用的にも不可能です。つきましては、「ICカードおよび読み取りリーダーに関連する発行・再発行・紛失対応・年度更新などの運用は、すべて本案件調達範囲外の機器に付随する作業として自治体側の責任とし、事業者の提供・管理・見積対象外とする」という整理で問題ないか、ご確認をお願いいたします。</p>	<p>別紙2の2部26章7節に記載の通り、ICカード等での打刻を提案する場合は、紛失時や新年度のカード発行・登録作業を事業者側が実施し、費用を契約に含めてください。</p> <p>ただし、事業者のご懸念を踏まえ、責任範囲を以下のとおり明確化します。</p> <p>【受託者の責任範囲】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム上でのカードID登録・紐付け・解除機能の提供 ・年度更新時のカード情報一括処理機能の提供 ・紛失時の再登録に係るシステム操作の実施または操作支援 ・上記に関する操作マニュアルの提供 <p>【委託者側の責任】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物理的なICカードの配布 ・読み取りリーダーの調達・配布・回収 ・機器仕様の選定 ・発行枚数の管理 <p>カードの物理的な発行・配布作業そのものは委託者側の責任としますが、システム上の登録・紐付け等のソフトウェア面での対応は受託者の責任範囲として見積に含めてください。</p>

質問No.	質問該当場所	質問	回答
2 1	・(別紙2) 高等学校・特別支援学校・小中学校_機能要件一覧表の2部4章28節	APPLIC形式のXmlデータ、又はデータ移行用のEXCEL若しくはCSVファイルでの一覧形式のデータには児童生徒の個人情報が含まれております。学校間での「個人情報を含んだデータの受け渡し方法」はどのような運用を想定されておりますでしょうか。	別紙2の2部4章28節に記載のAPPLIC形式やCSV/Excel形式でのデータ出力機能は、本調達の要件に含まれます。一方、出力されたデータの学校間での受け渡しルール(授受手順、経路、承認フロー等)については、各教育委員会の個人情報保護条例等に基づき各教育委員会が定めるべき運用事項であり、本仕様書で規定するものではありません。なお、本システムに実装するデータ連携機能については、仕様書 p.29「(カ) データ保護及び暗号化」等に基づき、個人情報の安全な取り扱いに適した方式(暗号化、アクセス制御、操作ログ等)を備えた設計を提案してください。
2 2	・(別紙2) 高等学校・特別支援学校・小中学校_機能要件一覧表の2部19章17節	小中学校においてはフィルム番号の登録は必須では無いかと存じます。小中学校は除外として問題無いでしょうか。	小中学校においては「該当なし」として整理して問題ありません。
2 3	・(別紙2) 高等学校・特別支援学校・小中学校_機能要件一覧表の2部19章41節	「各種統計調査において、スムーズに連携できるように努めること」とありますが、何との連携を想定されているかご教えてください。	主に以下の統計調査・データ連携への対応を想定しています。 <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省「学校基本調査」 ・文部科学省「学校保健統計調査」 ・デジタル庁が推進する教育データ標準に基づくCSV/XML出力 ・その他、県が求める統計調査への対応(採択後に協議) 出力形式については、各調査の指定フォーマットに準拠し、教職員の手作業を最小限とする機能を提案してください。